

議 会

市議会2月定例会報告

問い合わせ 管理課 瀧井 ☎(23) 0050

2月25日から3月22日までの会期中で市議会2月定例会が行われましたので、その主な内容をお知らせします。

一般会計補正予算(第4号、第5号)

平成24年度第4回目と第5回目の補正で、合わせて3億1298万3千円を増額し、補正後の総額を185億8062万5千円としました。

今回の補正予算では、避難路の整備や市道の維持補修工事などの予算措置を行いました。

平成25年度一般会計予算

25年度の一般会計の歳入歳出予算は168億8000万円、24年度当初予算と比較すると、6億8000万円の減額となりました。

避難路・避難路の整備や土木施設の維持管理などを行うほか、障害者自立支援などの支援、学校教育におけるスクールソーシャルワーカーや学校図書司書の配置などの予算措置を行いました。

牧之原市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定

この条例は、新型インフルエンザなど緊急事態宣言がされたときの市の総合的な体制を整備することを目的としています。

地域主権推進一括法による条例整備

地域主権推進一括法により、条例の整備が必要になったものについて、新規制定7件、一部改正2件の条例案合計9件は、全て可決され成立しました。(下記一覽参照)

「地域主権推進一括法」
 国が定めていた基準などを市が独自に定めたり、県が持っていた各種権限を市へ移すために、関係する法律をまとめて改正する法律。

この他、特別会計と水道事業会計に関する平成24年度補正予算及び平成25年度予算、証人等の実費弁償に関する条例、消防団員等公務災害補償条例及び障害者(児)福祉施設条例の一部改正、榛原総合病院組合規約、駿遠学園管理組合規約及び静岡県市町総合事務組合規約の変更、土地改良事業の施行、市道の廃止と認定について議決されました。

条 例

市の自主性を高める条例を施行
 地域主権を進めていきます

問い合わせ 管理課 瀧井 ☎(23) 0050

市議会2月定例会で可決され、成立した地域主権推進一括法関連の条例が、平成25年4月1日から施行されました。

これにより、第1次および第2次一括法に関し、市の条例で基準などを定める必要があるものにつ

いては、制定が完了しました。地域の自主性、自立性を高めるため、今後も続けられる国の法令整備や県条例による権限移譲などに対し、市では実情を踏まえた市の基準づくりを積極的に進め、地域主権の推進に努めていきます。

地域主権推進一括法関連条例一覽(平成25年4月施行)

| 条例名 | 条例に定められた基準など |
|---|--|
| 市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 | 介護保険で提供される地域密着型サービス事業の「従業者数」、「設備」、「運営」の基準 |
| 市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例 | 介護保険で提供される地域密着型介護予防サービス事業の「従業者数」、「設備」、「運営」、「介護予防のための効果的な支援方法」の基準 |
| 市が管理する市道の構造の技術的基準等に関する条例 | 市道の構造の技術的基準など |
| 市準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例 | 準用河川における堤防や水門等の河川管理施設の構造の技術的基準 |
| 市都市下水路の維持管理に関する条例 | 都市下水路の維持管理の基準 |
| 市営住宅等の整備基準に関する条例 | 市営住宅など整備基準 |
| 市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例 | ・技術上の監督業務を行なわなければならない水道の布設工事の基準 ・布設工事監督者の資格 ・水道技術管理者の資格 |
| 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 | 一般廃棄物最終処分場の技術管理者の資格 |
| 市都市公園条例の一部を改正する条例 | ・都市公園の配置や規模の基準 ・移動などの円滑化のために必要な公園施設の設置基準 |

対 話

地域やまちづくりについて考えよう
 「みんなでつくる」市民トークを開催

問い合わせ 秘書広報課 西川 ☎(23) 0052

市の現状や取り組み、課題などについてお知らせし、これらに共有するために、「みんなでつくる」市民トークを開催します。

市民トークでは、市長をはじめ、市職員が各地区を訪問し、主な事

業や地震・津波対策、地域の課題などについて説明し、参加者と意見交換や質疑応答を行います。

地域やまちづくりについて、みんなで考える機会ですので、ぜひ参加してください。

税 金

年金所得のある65歳以上の皆さんへ
 公的年金からの住民税の引き落とし制度について

問い合わせ 税務課 本杉 ☎(23) 0035

対象は65歳以上の皆さん

公的年金からの住民税の引き落とし制度は、平成21年度から始まり、年金所得分の住民税は年金から引き落としをさせていただきますが、年金所得以外に給与や事業所得がある方は、その分については今までどおり給与からの引き落としや口座振替、納付書により納めていただきます。新たな負担が生じるものではありません。1年間の税額に変わりはありません。

25年4月1日現在65歳の方
 今年の10月に振り込まれる年金分から、年金所得分の住民税の引き落としが始まります。

25年4月1日現在66歳以上の方
 前年に引き続き、4月に支給された年金分から年金所得分の住民税の引き落としが行われます。

収入金額が120万円以下の収入金額が120万円以下の方

介護保険料が年金から引き落としされていない方

引き落としが中止になる方

次の方は、引き落としが中止されます。

- 公的年金所得に修正があった方
- 市から転出された方
- 亡くなられた方
- 介護保険料の引き落としが中止となった方

引き落としの対象とならない場合

次の方は、公的年金からの住民税の引き落としを行いません。

- 4月1日現在で65歳になっていない方
- 年金収入はあるものの年金所得が発生しない方(公的年金など)

年金からの引き落としの例
 (25年4月1日現在、65歳の方の年税額が6万円の場合)

| 納期 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
|------|----------------|-------|-----------|-----|-----|
| 税額 | 1万5千円 | 1万5千円 | 1万円 | 1万円 | 1万円 |
| 割合 | 1/4 | 1/4 | 1/6 | 1/6 | 1/6 |
| 支払方法 | 口座振替 または納付書 | | 年金から引き落とし | | |

6月と8月は、年税額の1/4ずつをこれまでどおり口座振替または納付書で納めていただきます。10月・12月・2月は、年税額の1/6ずつを引き落とします。

日 程

時間 午後7時30分～午後9時

*対象地区(区)以外の方も参加できます。

| 期 日 | 対象地区(区) | 会 場 |
|----------|------------------------|----------------|
| 6月25日(火) | 片浜(片浜) | 片浜コミュニティ防災センター |
| 28日(金) | 牧之原(牧之原<相良地域・榛原地域>) | 牧之原コミュニティセンター |
| 7月4日(木) | 地頭方(地頭方・落居・豊岡・新庄・遠渡) | トーク地頭方 |
| 5日(金) | 川崎(静波・川崎) | 榛原文化センター |
| 9日(火) | 相良(相良・福岡・波津・須々木・大沢・大江) | 史料館 |
| 12日(金) | 萩間(中里・白井・神寄・西萩間・東萩間) | 萩間公民館 |
| 17日(木) | 勝間田(勝間田) | 勝間田会館 |
| 19日(金) | 菅山(菅山) | 菅山農業就業改善センター |
| 22日(日) | 細江(細江) | 細江コミュニティセンター |
| 24日(火) | 坂部(坂部) | 坂部区民センター |

*地区自治推進協議会(小学校区)ごとに開催します。